

## 歯科診療報酬について③

歯科診療における指針等の見直しに伴う  
歯科治療体系の見直しについて

### 第1 現状と課題

- 1 現行の保険診療における歯周疾患の治療や有床義歯の調整指導については、主に「歯周病の診断と治療のガイドライン」(平成8年3月)や「有床義歯の調整・指導についてのガイドライン」(平成6年3月)を参考に実施されている。
- 2 日本歯科医学会において、学術の進歩や医療技術の進展等の変化に伴う治療指針等の見直しが行われたことから、その結果を踏まえた、新たな歯科治療体系の評価が必要となってきた。(参考資料10~12頁)

### 第2 現行の診療報酬上の評価

- 1 歯科疾患(齲蝕、歯周疾患、歯冠修復及び欠損補綴)に係る一連の治療終了後1年間における継続的指導管理を評価している。

・ B004-8 歯科疾患継続指導料(月1回算定) 120点

- 2 義歯を新製した患者に対して、義歯の取扱い、義歯の保存法、義歯の清掃その他義歯の使用に当たって必要な指導や適合を図るための調整を評価している。

・ B004-7 新製義歯指導料(1回に限り) 100点  
・ M035 新製義歯調整料(1口腔につき) 120点  
・ M036 有床義歯調整料(1口腔につき) 60点

### 第3 論点

- 1 治療指針等の見直しの結果を踏まえ、最新の歯科治療体系の実態に合わせた評価を検討してはどうか。
- 2 歯周疾患の基本的治療等を終了して一時的に症状が安定したと判定された患者に対して、歯科医師・歯科衛生士による継続的な治療管理等を評価することを検討してはどうか。
- 3 また、有床義歯の調整指導については、有床義歯の口腔内への調和にとどまらず、咀嚼等の口腔機能の回復や維持にも主眼を置いた管理等を評価することを検討してはどうか。